



Sea Waybill の奨励と Surrendered B/L の問題点について

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、誠に有難う御座います。

さて、主題の件に関し、弊社を含む大半のフォワーダー加盟の国際フレートフォワーダーズ協会（JIFFA）にて喚起されている、いわゆる元地回収 B/L（Surrendered B/L）の問題点及び Surrendered B/L に代わる Sea Waybill 活用の推進に関連し、荷主各位におかれましても、国際条約にも国内法にも規定されていない Surrendered B/L での船積みの問題点をご理解いただき、CMI（Comite Maritime International）統一規則により規定されている Sea Waybill の活用を提案させていただきます。

Surrendered B/L（元地回収 B/L）の問題点

- B/L の元地回収はあくまでも便宜的な取扱いであり、条約や国内法に規定された取扱いではなく、元地回収 B/L による船積みで何らかの問題が生じた場合、明確な基準がないため紛争となり易く、また解決にも時間がかかる。
（信用状統一規則にも元地回収に関してなんら規定されておらず、認知もされていない）
- B/L は元地回収された時点で、有価証券としての機能は失われ、荷為替手形の担保としての機能がなくなる。
過去の判例でも、「B/L は作成されても、そのサレンダー表示の B/L 表面コピーのみが交付された運送は、B/L として効力はなく、B/L による運送ではない」との趣旨の判例がある。
- 中国では B/L の元地回収に伴うトラブルが多発し、裁判所の判断も、裁判所や事例ごとにまちまちで混乱が生じていると言われている。

一方、SEA WAYBILL は CMI 統一規則“CMI Uniform Rules for Sea Waybill”に基づき、貨物の到着に B/L が間に合わない事による「船荷証券の危機」に対処する為に正式に考案された B/L と同様に貨物の受領書であり、運送契約の証拠をなすものですが、B/L と違う点は貨物引換証や有価証券ではなく、SEA WAYBILL に記載された荷受人であることが確認されれば、貨物が仕向地に到着次第引き取りが可能です。

近年、WAYBILL の利便性が理解されるにつれ、信用度の高い取引先やグループ企業内での継続的な取引で、SEA WAYBILL が B/L に代わり広く活用されるようになっていきます。

これを機会に、貴社の船積みに関しても WAYBILL の活用により、オリジナル B/L 郵送中の紛失等リスクの回避、Surrendered B/L の問題点にかかわるリスクの回避をご検討頂ければ幸甚です。また一部お客さまからの Sea Waybill の Surrender 要求に関しましてもお受けする事は出来ませんので、ご理解の程宜しくお願い致します。

参考資料：

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010716.html>

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04C-070301.html>